

大阪市介護保険保険給付の制限に関する事務取扱要領

(目的)

この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号以下「法」という）第66条ないし第69条に規定する保険給付の制限を円滑に実施するために必要な事項を定めることによって、被保険者間の公平及び保険料の納付を図ることを目的とする。

(第1号被保険者支払方法変更予告)

市長は、認定日において納期限から1年以上経過している介護保険料が存在する可能性がある第1号被保険者が認定申請を行った際には、法第66条第1項の措置を予告する旨の介護保険支払方法変更予告通知書を送付する。

ただし、法及び政令で定める、この措置の適用除外者については、この限りでない。

※支払方法変更の対象除外者

- ・ 公費負担医療の受給者（法第66条第1項及び施行規則第98条）
- ・ 介護保険料の災害減免を受けている者
- ・ 介護保険料の所得減少減免を受けている者
- ・ この予告書の送付時で生活保護被保護者であるが、介護保険料を滞納している期間は、生活保護被保護者でない者

この際に、介護保険料滞納状況について理解及び対応が困難な者又は親族への連絡、親族の協力が困難な者は、被保険者本人の同意に基づく書面（以下、同意書とする）を、法第27条第1項により規定する要介護認定申請に関する手続を行うことができる指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設に提出することができる。そして、各区保健福祉センター介護保険業務主管課は、この同意書を添付して認定申請を代行した前述の者に対して、当該被保険者の介護保険滞納状況に関する情報を提供することができる。

介護保険支払方法変更予告通知書を受けた第1号被保険者は、同書を受領してから、同書に記載している期限内に弁明書を市長に提出することによって、支払方法変更の免除を申請することができる。その際には、証拠書類を添付しなければならない。

※弁明事由

- ・ 公費負担医療の受給者（法第66条第1項及び施行規則第98条）
- ・ 介護保険料の災害減免を受けている者
- ・ 介護保険料の所得減少減免を受けている者
- ・ この予告書の送付時で生活保護被保護者であるが、介護保険料を滞納している期間は、生活保護被保護者でない者

市長は、弁明書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、弁明が適切であると認めるときには、弁明書審査結果通知書により支払方法変更を行わない旨を通知する。

また、市長は、介護保険支払方法変更予告通知書に記載されている期限までに弁明書の提出がなかったときは、第1号被保険者が弁明の機会を放棄したものとみなすことができる。

(第1号被保険者支払方法変更)

市長は、介護保険支払方法変更予告通知書を受領した者が、弁明期限内に適切な弁明をしない場合、及び介護保険料を納付しない場合は、法第27条から第35条までに規定する要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定等」という）の結果を送付する際に、介護保険支払方法変更通知書及び「支払方法変更」と記載した被保険者証を送付する。

(第1号被保険者支払方法変更免除)

支払方法変更の措置を受けた者は、支払方法変更の措置の対象外であることを知ったときは、介護保険支払方法変更免除申請書を提出することによって、支払方法変更の措置の免除を申請することができる。その際には、証拠書類等を添付しなければならない。

市長は、この申請書を提出した者に対して、申請が適切であると認めるときは、介護保険支払方法免除通知書を送付し、被保険者証の「支払方法の変更」の記載を消除する。申請が適切でないと認めるときは、介護保険支払方法免除申請却下通知書を送付する。

※免除事由

- ・ 公費負担医療の受給者（法第66条第1項及び施行規則第98条）
- ・ 介護保険料の災害減免を受けている者
- ・ 介護保険料の所得減少減免を受けている者
- ・ この予告書の送付時で生活保護被保護者であるが、介護保険料を滞納している期間は、生活保護被保護者である者

この措置は、市長が免除事由があったことを知ったときも、職権で行うことができる。

(第1号被保険者支払方法変更終了)

支払方法変更の措置を受けた者は、法及び政令で支払方法変更が終了となる事由が発生したときには、介護保険支払方法変更終了申請書を提出することによって、支払方法変更の措置の終了を申請することができる。その際には、証拠書類を添付しなければならない。

※終了事由

- ・ 公費負担医療の受給者（法第 66 条第 1 項及び施行規則第 98 条）
- ・ 滞納保険料を全額納付、または概ね 2 分の 1 以上の滞納保険料を納付した者
- ・ 介護保険料の災害減免を受けている者
- ・ 介護保険料の所得減少減免を受けている者
- ・ この予告書の送付時で生活保護被保護者であるが、介護保険料を滞納している期間は、生活保護被保護者である者

市長は、この申請書を提出した者に対して、申請が適切であると認めるときは、介護保険支払方法終了通知書を送付し、被保険者証に「支払方法の変更」の終了日を記載する。申請が適切でないと認めるときは、介護保険支払方法終了申請却下通知書を送付する。

この措置は、市長が終了事由があったことを知ったときも、職権で行うことができる。

（第 1 号被保険者保険給付一時差止）

市長は、納期限から 1 年 6 ヶ月以上滞納している介護保険料がある第 1 号被保険者が、保険給付の支給申請（償還払いの申請）をしたときに、介護保険給付支払一時差止通知書を送付するものとする。

（第 1 号被保険者保険給付一時差止の免除）

給付支払一時差止の措置を受けた者は、給付支払一時差止の措置の対象外であることを知ったときは、介護保険給付支払一時差止免除申請書を提出することによって、保険給付支払一時差止の措置の免除を申請することができる。その際には、証拠書類等を添付しなければならない。

市長は、この申請書を提出した者に対して、申請が適切であると認めるときは、介護保険給付支払一時差止免除通知書を送付する。申請が適切でないと認めるときは、介護保険給付支払一時差止免除申請却下通知書を送付する。

また、この措置は、支払方法変更のときと同様に職権で行うことができる。

（第 1 号被保険者保険給付一時差止の終了）

給付支払一時差止の措置を受けた者は、給付支払一時差止の措置の終了事由が発生したことを知ったときは、介護保険給付支払一時差止終了申請書を提出することによって、保険給付支払一時差止の措置の終了を申請することができる。その際には、証拠書類等を添付しなければならない。

市長は、この申請書を提出した者に対して、申請が適切であると認めるときは、介

介護保険給付支払一時差止終了通知書を送付する。申請が適切でないと認めたときは、介護保険給付支払一時差止終了申請却下通知書を送付する。

また、この措置は、支払方法変更のときと同様に職権で行うことができる。

(第1号被保険者の介護保険滞納保険料控除)

市長は、保険給付支払の一時差止が行われている第1号被保険者が保険料を納付しない場合は、法第67条第3項の措置（一時差止となっている保険給付額から滞納保険料の控除）を行い、その後、介護保険滞納保険料控除通知書を送付しなければならない。

この措置により、一時差し止めされている保険給付金が滞納している介護保険料よりも多い場合は、介護保険料の滞納が解消されるので、給付制限は終了する。したがって、通知書を送付した後は、「支払方法変更」の終了日を被保険者証に記載しなければならない。

また、その際に、保険から給付される残額も支払う。

一時差し止めされている保険給付金が滞納している介護保険料よりも少ない場合は、給付額減額の措置がなされる直前にこの措置を行う。

(第1号被保険者の給付額減額)

市長は、納期限から2年以上経過している介護保険料がある第1号被保険者が、要介護認定等の申請をした時は、その結果通知を送付する際に、介護保険給付額減額通知書を送付する。その際には、「給付額の減額」の記載がなされた被保険者証を併せて送付する。

(給付額減額の免除)

給付額減額の措置を受けた者が、給付額減額の対象外であることを知ったときは、介護保険給付給付額減額免除申請書を提出することによって、給付額減額の措置の免除を申請することができる。その際には、証拠書類等を添付しなければならない。

市長は、この申請書を提出した者に対して、申請が適切であると認めたときは、介護保険給付額減額免除通知書を送付する。このときに、「給付額減額」の記載を削除した被保険者証を併せて送付する。

申請が適切でないと認めたときは、介護保険給付額減額免除申請却下通知書を送付する。

※免除事由

- ・災害減免を受けている者
- ・所得減少減免を受けている者
- ・生活保護被保護者である者

- ・生活保護法第6条第2項に規定する被保護者であって、給付額減額等の記載を受けないとしたならば、同法第2条に規定する保護を必要としない状態となる者

また、この措置は、支払方法変更及び給付支払一時差止のときと同様に職権で行うことができる。

(給付額減額の終了)

給付額減額の措置を受けた者が、給付額減額の終了事由が発生したことを知ったときは、介護保険給付給付額減額終了申請書を提出することによって、給付額減額の措置の終了を申請することができる。その際には、証拠書類等を添付しなければならない。

市長は、この申請書を提出した者に対して、申請が適切であると認めるときは、介護保険給付額減額終了通知書を送付する。このときに、被保険者証に「給付額減額」終了日を記載する。

申請が適切でないと認めるときは、介護保険給付額減額終了申請却下通知書を送付する。

※終了事由

- ・災害減免を受けている者
- ・所得減少減免を受けている者
- ・生活保護被保護者である者
- ・生活保護法第6条第2項に規定する被保護者であって、給付額減額等の記載を受けないとしたならば、同法第2条に規定する保護を必要としない状態となる者

また、この措置は、支払方法変更及び給付支払一時差止のときと同様に職権で行うことができる。

(第2号被保険者の医療保険料の確認)

市長は、法第9条第2項に規定する第2号被保険者について要介護認定等の申請があったときは、法第68条第5項に基いて、医療保険料の支払状況に関する情報を入手するために、当該第2号被保険者が加入している医療保険者の保険者に対し、介護保険要介護認定等申請受理通知書を送付する。

(第2号被保険者の支払方法変更及び一時差止依頼)

医療保険者は、法第68条に規定するもので介護保険の支払の変更及び一時差止をする必要がある者について、介護保険支払方法変更及び一時差止依頼書を市長に提出する。

(第2号被保険者支払方法変更及び一時差止予告)

市長は、認定日において納期限から1年以上経過している医療保険料が存在する可能性がある第2号被保険者が認定申請を行った際には、第68条第1項の措置を予告する旨の介護保険支払方法変更及び給付支払一時差止予告通知書を送付する。

この際に、介護保険料滞納状況について理解及び対応が困難な者又は親族への連絡、親族の協力が困難な者は、被保険者本人の同意に基づく書面（以下、同意書とする）を、法第27条第1項により規定する要介護認定申請に関する手続を行うことができる指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設に提出することができる。そして、各区保健福祉センター介護保険業務主管課は、この同意書を添付して認定申請を代行した前述の者に対して、当該被保険者の介護保険滞納状況に関する情報提供をすることができる。

介護保険支払方法変更予告通知書を受けた第2号被保険者は、同書を受領してから、同書に記載している期限内に弁明書を市長に提出することによって、支払方法変更の免除を申請することができる。その際には、証拠書類を添付しなければならない。

※弁明事由

- ・ 滞納医療保険料の納付をした者
- ・ 災害減免を受けている者
- ・ 所得減少減免を受けている者
- ・ この予告書の送付時で生活保護被保護者であるが、介護保険料を滞納している期間は、生活保護被保護者でない者

市長は、弁明書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、弁明が適切であると認めるときには、弁明書審査結果通知書により支払方法変更及び給付支払一時差止を行わない旨を通知する。

また、市長は、介護保険支払方法変更予告通知書に記載されている期限までに弁明書の提出がなかったときは、第2号被保険者が弁明の機会を放棄したものとみなすことができる。

(第2号被保険者支払方法変更及び一時差止)

市長は、介護保険支払方法変更及び給付支払一時差止予告通知書を受領した者が、弁明期限内に適切な弁明をしない場合、法第27条から第35条までに規定する要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定等」という）の結果を送付する際に、及び医療保険料を納付しない場合は、介護保険支払方法変更及び給付支払一時差止通知書

を送付する。その際に、被保険者証に「支払一時差止」の記載を行った被保険者証を送付する。

(第2号被保険者支払方法変更及び一時差止の免除)

支払方法変更及び給付支払一時差止の措置を受けた者は、この措置の対象外であることを知ったときは、介護保険支払方法変更及び給付支払一時差止免除申請書を提出することによって、この免除を申請することができる。その際には、証拠書類等を添付しなければならない。

市長は、この申請書を提出した者に対して、申請が適切であると認めるときは、介護保険支払方法変更及び給付支払一時差止免除通知書を送付し、被保険者証の「支払一時差止」の記載を消除する。申請が適切でないと認めるときは、介護保険支払方法変更及び給付支払一時差止免除申請却下通知書を送付する。

※免除事由

- ・ 滞納保険料の納付をした者
- ・ 災害減免を受けている者
- ・ 所得減少減免を受けている者
- ・ 年齢到達（2号被保険者が1号被保険者になったとき）
- ・ 資格喪失

この措置は、市長が終了事由があったことを知ったときも、職権で行うことができる。

(第2号被保険者支払方法変更及び一時差止の終了)

支払方法変更及び給付支払一時差止の措置を受けた者は、法及び政令で支払方法変更が終了となる事由が発生したときには、介護保険支払方法変更及び給付支払一時差止終了申請書を提出することによって、この終了を申請することができる。その際には、証拠書類等を添付しなければならない。

市長は、この申請書を提出した者に対して、申請が適切であると認めるときは、介護保険支払方法変更及び給付支払一時差止終了通知書を送付し、被保険者証の「支払一時差止」の終了日を記載する。申請が適切でないと認めるときは、介護保険支払方法変更及び給付支払一時差止終了申請却下通知書を送付する。

※終了事由

- ・ 滞納保険料の納付をした者
- ・ 災害減免を受けている者
- ・ 所得減少減免を受けている者
- ・ 年齢到達（2号被保険者が1号被保険者になったとき）
- ・ 資格喪失

この措置は、市長が終了事由があったことを知ったときも、職権で行うことができる。

(第2号被保険者支払方法変更及び一時差止の終了依頼)

医療保険者は、介護保険の支払方法変更及び一時差止が行われている者について、この措置を行う理由がなくなったときは、介護保険支払方法変更及び一時差止終了依頼書を市長に提出する。

附則

この要領は、平成13年10月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。